

【変更手続についての手引き】

(法第35条の2等)

○変更の手続きについては、必ず前もって図面等で具体的に担当者に説明し、変更内容がつぎの3種類のどれに該当するかの判断を受けてから行って下さい。

- A「変更許可申請」(法第35条の2第1項)
B「変更届」(法第35の2第3項)
C「A及びBに該当しない変更」

○開発許可後で、かつ、検査済証交付前の期間が変更手続の対象です。

(それ以外の期間は変更手続の対象外です。)

※内容が変更手続になじまない場合は、新たな開発許可申請が必要になります。

- ・A、B及びCの変更事項届(C-1)についての図書は全て変更前を赤書きで統一表示して下さい。(赤字等の入った各図書の欄外には必ず「赤書は変更前を示す」等の凡例を記載してください。)

[手続(A・B・C)毎の説明]

□ A「変更許可申請」(法第35条の2第1項)(県細則第8条)

- ・変更許可申請の変更内容には毛数料の算定上等でつぎの3つの種別があります。
①設計の変更 ②新たな土地の編入 ③その他の変更
 - ・変更内容が①②③のそれぞれ又は複数該当するかにより、申請手数料が決まってきます。
(変更許可申請手数料→神奈川県手数料条例第2条別表8県土整備部関係24 変更許可申請)

「変更許可申請」に必要な図書 (添付はつぎの記載の順で綴じて下さい。)

チェック欄

1. 開発行為変更許可申請書

- ・変更許可申請の表紙の用紙(県細則第7号様式の2)はインターネットからダウンロード出来ます。
- ・変更後(変更しない部分も含め)の内容を黒色で表示し、変更する部分にはその上部に変更前の数字又は文言を赤色で記入して下さい。

☐

2. 変更事項説書(当該書類には左記名称を必ず明記して下さい。3も同様)

- ・今回の申請が、上記の3つの①②③の種別毎に変更個所を、次の3.と整合させた番号等を付して変更の前後を記載して下さい。

☐

3. 変更箇所説明図(前記2.の記載に整合する変更部分に番号等を付した図面)

- ・原則、変更後の土地利用計画図を使用し、変更前の変更箇所を赤書等で明示して下さい。
(なるべく変更内容は一枚の図面で変更前後がわかるようにして下さい)

☐

4. 変更に対する法32条の同意・協議書の写

- ・当初の同意協議に特に変更が生じない場合も、その旨の市町村長の文書が必要です。

☐

5. 委任状(今回の変更許可申請用のもの)

☐

6. 概要図

- (1)開発区域位置図
- (2)開発区域図
- (3)土地利用計画図(設計変更等が生ずる場合は6.の当該図は不要ですが、次の7.(1)が必要になります。)

☐☐☐☐

7. 変更箇所に係る各図書

- ①変更後の土地利用計画図(変更前のものは原則不要です。)
- ②変更後の書類及び図面関係(上記同様)

☐☐☐

変更許可申請の内容が「③その他の変更」だけの場合は3.及び7.は不要です。

☐ B 「変更届」(法第35条の2第3項)(県細則第8条の2)

- ・「変更届」の変更内容は、①敷地形状の変更 ②その他の変更があります。
- ・当該手続きには手数料は不要です。

「変更届」に必要な図書 (添付はつぎの記載の順で綴じて下さい。)

1. 開発行為の変更届

- ・変更届の表紙の用紙(県細則第7号様式の3)は窓口でも配布します。
- ・敷地規模の1/10未満の変更等で設計説明書等の記載に変更が生じる場合は、設計説明書等の書類の添付が必要です。記載方法はAの1.と同様です。

2. 変更事項説書(当該書類には左記名称を必ず明記して下さい。3も同様)

- ・今回の変更届が、「設計の変更」「その他の変更」の種別毎に変更箇所を、次の3.と整合された番号等を付して変更の前後の記載をして下さい。

3. 変更箇所説明図

- ・前記1.の記載に整合する変更部分に番号等を付した図面。
記載方法はAの3.と同様です。

4. 変更に対する法32条の同意・協議書の写

- ・当初の同意協議に特に変更が生じない場合は、不要です(留意 Aとは扱いが違います。)

5. 委任状(今回の変更届申請用のもの)

6. 概要図

- (1)開発区域位置図
- (2)開発区域区域図

7. 変更箇所に係る各図書

- ・変更後の土地利用計画図
- ・変更後の書類及び図面関係(変更前のものは原則不要です。)

変更許可申請の内容が「③その他の変更」だけの場合は3.及び7.は不要です。

☐ C 「A及びBに該当しない変更」

☐ C-1 「変更事項届」 ☐ C-2 完了時に工事完了図の修正

C-1の「変更事項届」に必要な図書

- 1. 変更事項届(厚土東独自の様式です。Bの変更届とは違うのでご注意ください。)
- 2. 変更後の土地利用計画図(必要な場合は変更箇所説明図も)

〈手続き(A・B・C)共通〉

・記載内容に変更が生じる設計説明書や新たな土地を編入した場合の登記事項証明書(登記簿謄本)、施行同意一覧表、施行同意一覧表、施工同意書等の添付が必要となります。

・上記の図書の変更部分は、通常的位置に変更以外の部分と同様に黒字で変更後の内容を記入し、変更前の内容を必ずその上部に赤字で記入しておいて下さい。

(変更前にはなく、変更後に初めて表示することとなる部分は黒字の上部に赤の横線を表示、変更後になくなる部分には、前記とは逆に、赤字等の入った各図書の欄外には必ず「赤書は変更前を示す。」等の凡例を記載しておいて下さい。)

- ・提出部数：A及びBは3部(正本1、副本2)提出して下さい。
(Cの変更事項届について 海老名市は1部、座間市・綾瀬市は2部 必要です。)

- ・市町村長の経由：A、B及びCの変更事項届とも必要です。